

# NaVi

Information

No.67  
2017.3

特集

## 改正NPO法 平成29年4月1日スタート

平成28年6月に特定非営利活動促進法が改正され、平成29年4月1日に施行されます。(貸借対照表の公告の規定を除く)

今回は、NPO法人のみなさんに特に影響が大きいと考えられる項目を中心に、法改正の内容を再確認いただきたいと思います。

● 法改正全般については、NaVi No.64(2016.7月号)をご参考ください ●

1

### 縦覧期間が短縮されます

認証申請の縦覧期間が現行の2カ月から1カ月へと短縮されます。

設立や定款変更申請等の認証手続きが迅速になり、これまでよりも事業の開始や変更が早くなります。

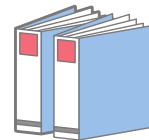


2

### 事業報告書等の備置期間が延長されます

事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が、約3年間から約5年間に延長されます。

NPO法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧・謄写できる期間も、過去5年間に提出された書類に延長されます。(現行3年)



3

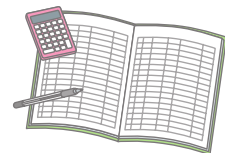
[H30.10.1 施行予定]

### 貸借対照表の公告が必要になります

これまでの事業年度終了後に行う法務局への資産の変更登記に代わり、貸借対照表の公告を行うこととなります。

実際に公告を行う前に、その方法を定款に明記する必要があります。定款変更のためには総会での決議が必要ですので、タイミングを逃さずに行いましょう。

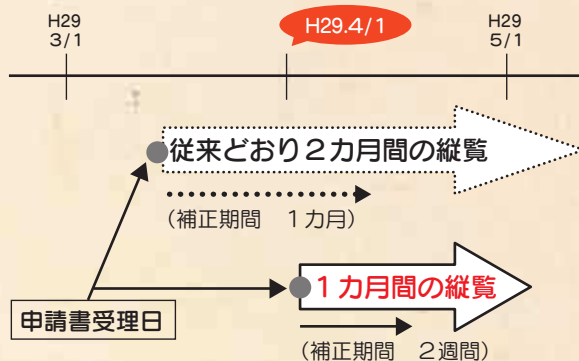
貸借対照表の公告の規定については、まだ施行されていません。ただ、全法人に手続きをしていただく必要がありますので、今後の動きに注意をしてください。



# 1 縦覧期間の短縮

平成29年4月1日以後に申請書を受理した  
ものについては1カ月間の縦覧期間となります。  
(軽微な不備の補正期間も2週間に短縮  
されます。)

※4月1日前にすでに受理をしていたものにつ  
いては従来どおり2カ月の縦覧期間となります。  
(補正期間も1カ月)

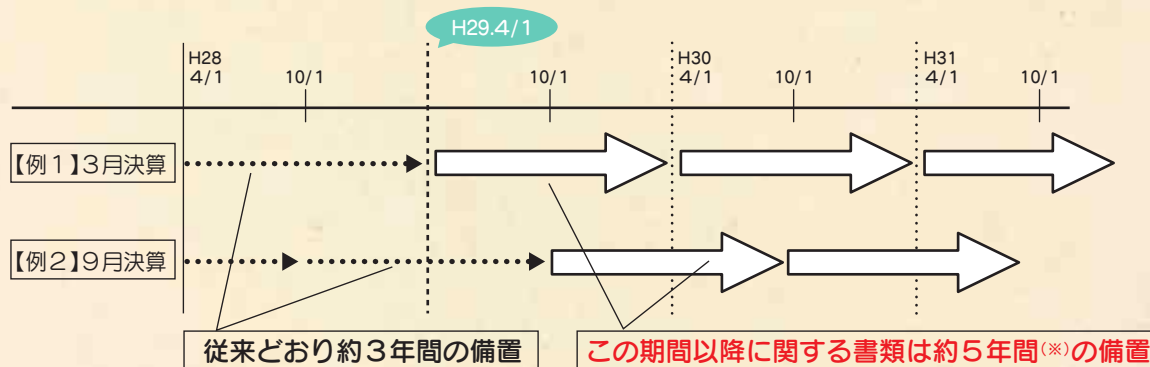


# 2 事業報告書等の備置期間の延長

## 【備え置くべき書類】

事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿(法第28条第1項の書類)

▶ 備置期間の延長等は**施行日(平成29年4月1日)以後に開始する事業年度に関する書類**に適用



※作成の日から起算して、5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間

## 平成23年の法改正に伴う定款変更について

※平成24年4月1日前に設立認証申請を行った法人の方

H23年のNPO法改正(H24.4.1 施行)に伴う定款変更はお済みでしょうか？

この法改正に伴い、必ず定款変更しなければならない事項があります。一度定款を確認していただき、定款変更がまだの法人の方は、必ず変更をお願いします。

### H23年法改正の定款変更事項(ポイント)

- \* 『定款の変更』について、所轄庁の認証を要しない事項(役員の変更等)が追加
  - \* NPO法人が作成すべき計算書類が「収支計算書」から「活動計算書」に変更
  - ◎ 理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、特定の理事(理事長等)のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。
- 例えば、定款に「理事長は、この法人を代表する」等の規定があり、理事長のみが代表権をもつ場合、**定款変更は不要ですが、理事長以外の理事については、法務局で代表権喪失の登記が必要です。**反対に、規定があり、全理事が代表権を持つ場合は、**定款変更を行う必要があります。**

### 3 [H30.10.1 施行予定] 貸借対照表の公告

#### ■ 公告の方法は次のうちから選択できます

- ① 官報に掲載
- ② 日刊新聞紙に掲載
- ③ 電子公告(法人のホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイトなど)
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示



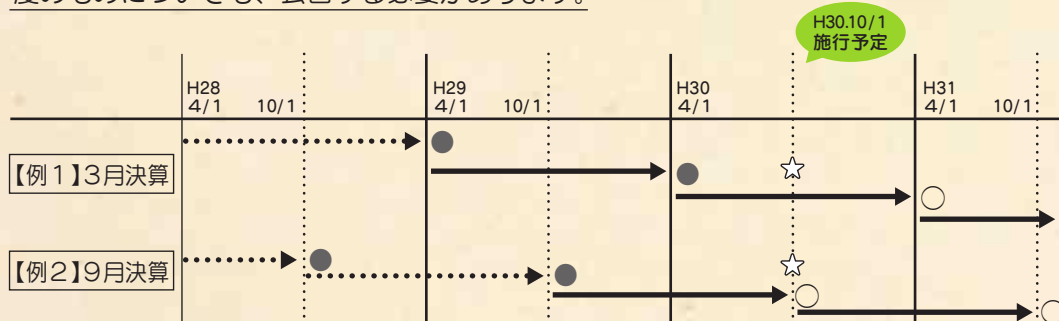
#### ■ 留意点

- ▶ 「①と②による方法とする」といったように複数の手段を選択することは可能ですが、「①または②による方法とする」といったように、方法を選択的に定款に定めることは相応しくありません。
- ▶ ②による方法を選択する場合は、「福井県において発行する〇〇新聞」といったように、定款には具体的な記載が必要です。
- ▶ ③による方法を選択した場合は約5年間継続した公告が必要です。
- ▶ ④による方法を選択する場合の掲示期間は1年間です。  
また、この方法は法人の利害関係者のみならず、広く市民が法人の主たる事務所において容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要です。
- ▶ 解散に係る公告については、この規定によらず官報に掲載する必要があります。

#### 【定款記載例】 (公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

◇この規定の施行日(平成30年10月1日予定)以後に作成する貸借対照表から公告の対象になります。なお、経過措置により、この規定の施行日前に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のものについても、公告する必要があります。



- …資産の総額の変更登記 ○…貸借対照表の公告
- ☆…法改正後、最初に行う貸借対照表の公告  
(当該既定の施行日(H30.10.1 予定)までに、または施行後遅滞なく公告)

組合等登記令の改正(平成29年4月1日施行)に伴い、NPO法人の資産の変更登記が次のようになります。

毎事業年度末から「2月以内」 ⇒ 毎事業年度末から「3月以内」に変更  
※ 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用

## 県内NPO活動紹介

平成28年度 県民社会貢献活動功労者知事奨励賞

## めめたんごの会

## 主な活動場所

連絡先:美浜東小学校  
美浜町佐田69-4

## 「読み聞かせで子どもの夢を広げたい」

## 子ども達との交流がやりがい

“今日はどうなお話かな？”小学校の教室で、絵本のページをじっと見つめ、読み手の言葉に真剣に耳を傾けながら、子ども達の想像の世界が広がっていきます。

美浜東小学校で週3回、1～3年生の各教室に向き、絵本の読み聞かせを行っているのが「めめたんごの会」です。メンバーはすべて東小学校区に住んでいる方ばかり。子ども達からは『めめたんごのおばちゃん』と親しまれています。

この活動は、学校週5日制がスタートした時に、増えた休日を利用して子ども達を地域で育てようという思いから始まりました。活動の中で、学校現場でも子ども達の読書活動を積極的に進めたいと現在の形に変わり、14年以上になります。



小学校全学年合同の読み聞かせ会

読み聞かせの時の子ども達の素直な反応が何よりうれしい、そして絵本を通しての交流が楽しいと初代代表の原さん。

絵本のページを見つめながら、話の場面に応じてくると表情を変える姿、読み終わった後には感想を言いにくれたり、同じ本をまた読んで欲しいと言ってもらうこともあるそうです。特に1年生の教室では、入学当初じっと座ってられない子どもがたくさんいます。それが半年もしないうちにもものすごい集中力で聞いてくれるようになり、子どもの成長を肌で感じられます。そして、1年間が終わるころ、子ども達から本の感想を書いたお礼の手紙をもらうそうです。

## 楽しんで、向上心を持って

子ども達にどんな本を読んであげるか、本選びが一番苦労しています。1年生と3年生では成長にもかなり差があり、見合った本を選ぶため、日頃から図書館や雑誌などで、情報収集に努めています。良い絵本からは大人である自分たちが学べることも多く、苦労の中に楽しさもあります。

学校での読み聞かせは、メンバーが1人で教室に向かい行きます。そのため、どんな本を読むか、1回に何冊読むかなど、すべてメンバー個人に任されています。現在メンバーは40～80代まで12人、毎回読み手が代わるため子ども達にとっても新鮮です。月に1回メンバーで集まり、お互いに読み方のアドバイスをし合うなど勉強会も行っています。メンバー層が幅広いことで様々な意見が出て、お互いよい刺激になっています。



保育園でプロジェクターを使った読み聞かせ

学校だけでなく保育園やイベントなどにも活動を広げています。また、美浜町にある民話を子ども達にも分かりやすいよう、手製の紙芝居にして披露しています。紙芝居の作成には手間がかかりますが、できるだけたくさんの民話を語り継いでいきたいと考えています。

「自分たちがこの活動を好きだから、これまでも続けてこられたと思う」と原さん。『めめたんご(地区の方言で「おたまじゃくし」のこと)』が『かえる』になれるよう、向上心を持って成長し続けたいと笑顔で語っていただきました。

# 企業から始めるボランティア!

参加企業  
募集中!

～福井県ボランティア応援企業(団体)認証制度～

本制度に参加し、ボランティア活動およびボランティア活動の支援に取り組んでみませんか。

## 制度の趣旨

「ボランティア応援企業(団体)」として認証することにより、企業(団体)の自発的な取り組みを後押しする。



福井県ボランティア応援企業(団体)認証制度  
認証ロゴマーク

## 認証企業のメリット

- ①県や県社協のホームページ、広報誌等に企業(団体)名や取り組みを掲載します。
- ②ボランティア活動を支援している企業(団体)としてPRできます。
- ③企業(団体)のパンフレット等に認証ロゴマークを使用できます。



▲坂井地区清掃  
提供：連合福井 福井地域協議会

## 認証の要件

次のいずれかの取り組みを行っていることを条件とします。

- ①企業としてボランティア活動を実施
  - 例1) 広域的なボランティア活動……河川・海岸等の環境美化活動等
  - 例2) 地域や社内での継続したボランティア活動…福祉施設への訪問、地域イベントへの協力等
  - 例3) 従業員のボランティア活動に関する支援……ボランティア休暇制度の導入等
- ②ボランティア活動への支援
  - 例1) ボランティアポイント制度への協賛
  - 例2) ボランティア活動等への寄付(金銭・物品)



▲大野荘風呂場掃除

## 認証の有効期間・更新、費用

初年度の認証有効期間は、認証した年の年度末まで。以降は活動実績・計画を報告することで認証期間を翌年度末まで更新できます。初回認証費用無料。認証更新時(年度更新)に更新料1,000円。

## 参加企業活動内容ランキング

1位	エコキャップ収集寄付	14社	7位	ボランティア活動者に対する割引、食料支援	5社
	使用済み切手・ハガキの収集寄付	14社	8位	社会福祉施設への慰問	4社
3位	会社周辺の美化活動	13社	9位	寄付	3社
4位	募金活動	8社	10位	交通安全指導・見守りパトロール	2社
5位	海岸・河川清掃	6社		植樹	2社
	献血運動	6社			

## 平成28年度 福井県ボランティア応援企業(団体)認証制度参加企業

計35社 (50音順)

アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)、アイビーエージェント(株)、アシスト福井(株)、石黒建設(株)、一般社団法人福井県自動車整備振興会、エースイン福井、N T T西日本福井支店、オカモト 鐵工株式会社、勝山窯業(株)、(株)ウォンツ、(株)共栄データセンター、(株)サワザキ仏壇店、(株)サンワコン、(株)ジェイテパイスセミコンダクタ福井地区、(株)ピリケン、(株)ホクシン、協同組合ハニー、清川メッキ工業(株)、酒井電機(株)、信越化学工業(株)武生工場、セーレン(株)、第一生命保険(株)福井支社、竹中産業(株)、東レ(株)北陸支店、西川電業(株)、西田建設(株)、日興電機(株)、福井商工会議所、福井県農業協同組合中央会、福井県民生活協同組合、福井信用金庫、福井ヤクルト販売(株)、福井窯業(株)、水野公文堂、連合福井 福井地域協議会

お問い合わせ先

福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会(通称:Fパネット)事務局  
(福井県社会福祉協議会内) TEL:0776-24-4987 FAX:0776-24-0041

# 四限目 活動開始

NPO法人  
設立のすすめ

設立認証を受け登記が完了したら、いよいよ法人としての活動開始です。活動を継続させるポイントを確認しましょう。

## 情報をみんなで共有する

NPO法人の活動は、他に仕事を持ちながらの方も多く、法人の運営メンバーが常に顔を合わせているわけではありません。

なかなか集まる機会のない人たちとも日頃からコミュニケーションを心がけましょう。

お互いにこまめに連絡(報告・連絡・相談)をすることで、組織の活性化につながります。



情報共有

## 広報活動に努める

せっかくの活動もたくさんの人に知ってもらわなければ広がりません。新聞、HPなどに掲載されている活動を何かの機会に目にするだけでも受け手側の印象は違います。

法人の活動が見えれば、信頼を得ることができ、仲間を増やしたり、活動の資金を集めることにもつながります。



広報活動

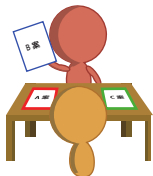
意思決定

事業評価

## 意思決定方法を明確にする

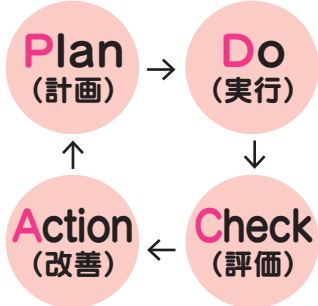
定款に定められたこと以外にも、法人を運営するなかで、さまざまな「決定」をすることが必要になります。

どのような案件は、どのように決定するのか、誰にどこまでの権限があるのか、明確にすることは組織作りにつながり、法人運営をスムーズに行うことにつながります。



## 事業を評価する

実施した事業や、組織に対する認識を常に振り返りましょう。メンバーみんなで議論をすることで、より深まったものになります。



**4限目 まとめ**  
法人である以上、継続性のある活動が求められます。継続性のある活動であるには、しっかりとした「組織」であることが重要です。

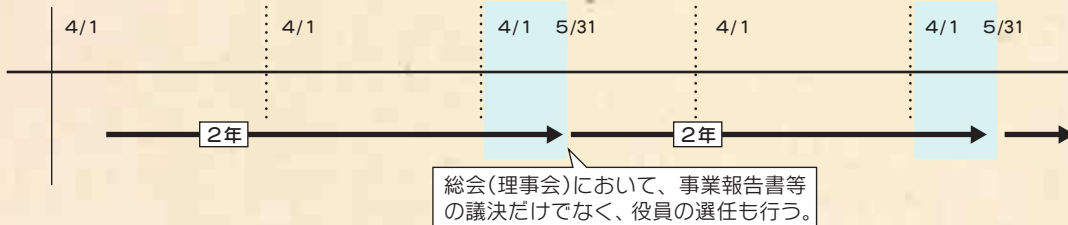
## 役員変更届、代表変更登記 忘れていませんか？

事業報告書の提出は覚えていても、意外と忘れてしまうのが役員変更届です。役員任期を2年にしている法人がほとんどのため、見落としがちになっています。代表変更(再任含む)登記を忘れると、過料が課されることがあります。



例：役員任期2年(6月1日から翌々年の5月31日まで)、3月決算の法人の場合

※ 総会・理事会の議決のタイミングに合わせ任期は5月末



- 任期中に役員の変更【新任、退任(死亡や辞任、解任)、役員の名・住所】があれば、随時、変更届出書を所轄庁に提出ください。  
代表者に変更があれば、法務局での登記が必要です。(任期満了による交代や、途中変更だけでなく、再任の場合も必要となります)

### 役員変更届出書 チェックリスト

- 提出済の役員名簿と合っているか(抜けている人がいないか)
- 役員期間に重複や切れ間がないか
- 番地、号まで明記されているか
- 役員の変更年月日、変更事由が明記されているか
- 理事、監事それぞれが定款に定められた人数に合っているか
- 変更後の役員名簿が添付されているか

#### (新任がいる場合)

- 誓約書の謄本、住民票(\*)の原本が(人数分)添付されているか
- 誓約書の日付は、就任日以前になっているか
- 誓約書は、就任する役職に応じたもの(理事・監事用)になっているか
- 住民票(\*)は6カ月以内に発行されたものであるか
- 名簿は、住民票(\*)に記載された氏名、番地・号と完全に一致しているか

#### (退任がいる場合)

- 退任理由が明記されているか

提出前に  
check!



※役員住所または居所を証する書面

### 代表理事の変更があった場合(再任を含む)、法務局への変更登記はされていますか？

複数回変更登記がされていない場合、さかのぼってこれまでの未登記分をすべて登記する必要があります。

法務局の登記には、変更(再任)決定時の理事会(総会)の議事録が必要です。

仮に解散を考えていても、未登記分すべてを登記しなければ、解散登記が行えません。




NPO 関連情報

平成29年度がスタートします。新年度に向けたボランティア情報・助成金情報が集まっていますので、ぜひチェックしてください！！

●年間ボランティア募集中！

「福井県社会貢献活動支援ネット」では、県内の様々なボランティア情報を広く掲載しています。

現在、福祉施設を始め公共施設等での、平成29年度のボランティア情報が随時更新されています。興味のある方は、ぜひ支援ネットから自分にあった活動を見つけてください。

福井県社会貢献活動支援ネット 

支援ネットでは、会員登録いただくと希望されたボランティア情報をメールでもお届けします。ぜひ、会員登録いただき、サイトをご活用ください。

●助成金情報更新中！

ふくい県民活動・ボランティアセンターのHPでは、助成金の情報を随時更新しています。

自分たちの活動に合った助成金を見つけ、積極的に活用ください。

⇒トップページの「新着情報」または、「お役立ち情報」より



ふくい県民活動ボランティアセンターのメールマガジンでは、ボランティア情報を始め、助成金情報、イベント情報などをお知らせしています。こちらもぜひご確認ください。（毎月第2、4木曜日配信：要申込）

●会計税務相談

計算書類の作成や税金の申告などの会計書類について、専門家(税理士)による個別相談会を開催します。

【対象】NPO法人または社会貢献活動を行っている団体

【開催日】4月5日(水)、5月10日(水)、6月7日(水)

【時間】13:30～16:30の間(完全予約制)  
1法人当たりの相談時間は45分程度

【相談料】無料

【申込み】各相談日の前週の金曜日までに電話かメールでお申込みください(先着順)

【協力】北陸税理士会 福井支部

申込み  
問合せ先

ふくい県民活動・ボランティアセンター  
☎ 0776-29-2522  
✉ f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

●事業報告書の提出はお済みですか？

NPO法人は、法律により事業年度終了後3か月以内に事業報告書を所轄庁(福井県)に提出する必要があります。また、役員変更(再任も含む)があった場合は「役員変更届出書」の提出も必要です。

提出書類の様式は、ふくい県民活動・ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。  
(<http://info.pref.fukui.jp/danken/npo/>)

事業報告書作成時のチェックリストも掲載してあります。そちらもぜひご活用ください。

問合せ先

ふくい県民活動・ボランティアセンター  
☎ 0776-29-2522  
✉ f-npo-c@pref.fukui.lg.jp



NPO・ボランティアに関するご相談は…

ふくい県民活動・ボランティアセンター

住所 〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

TEL 0776-29-2522

FAX 0776-29-2523

E-mail f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

開館時間 火曜日～金曜日 9:00～21:00  
土曜日・日曜日 9:00～17:00

休館日 月曜日、祝日(祝日でも土・日は開館)、年末年始

アクセス JR北陸本線「福井駅」より徒歩1分  
えちぜん鉄道「福井駅」より徒歩1分